

## 子どもの権利委員会開催の予定

2021/09/03

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が9月6～24日に開催される。会期中には、チェコ、ポーランド、エストニア、スイスの報告の審査が行われる。この4か国を含む子どもの権利条約締約国と選択議定書の締約国は、条約と選択議定書、委員会の前回の勧告の実施状況について、子どもの権利委員会の審査を定期的を受けなければならない。委員会は各国の政府・NGOから報告書を受理しており、会期中に4か国の代表と対面またはオンラインで広範な問題を討議する。討議はライブ配信される(<https://media.un.org/en/webtv/>)。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約、武力紛争における子どもの関与、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書の締約国の遵守を監視する。条約の現締約国は196か国である。委員会は世界中から選出された独立した人権専門家18名で構成され、彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。

## 子どもの権利委員会第 88 会期開幕

2021/09/06

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 88 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、今会期の一部が対面で行われることを歓迎した。今会期で報告の検討が予定されていたアフガニスタンについて、近いうちに新政府が委員会との対話を再開するよう期待すると述べるとともに、国際人道法違反、子ども兵士を含む子どもの権利の重大な侵害が行われているとの報告を受けていると述べた。また、パンデミックが子どもの脆弱性を一層高めていることに言及した。子どもの権利の重大な侵害が昨年だけで 26,000 件以上記録され、その多くが武力紛争における子どもの関与に関するものであり、各国政府は武力紛争中も義務を履行しなければならないと述べ、武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書未批准の国に対し批准するよう求めた。さらに、次の一般的意見のテーマが気候変動に焦点を当てた環境に対する権利であることを歓迎すると述べた。

## EU のビジネスにおける人権活動家の保護に関する声明

2021/09/06

国連人権高等弁務官事務所

人権活動家の状況に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。EU はビジネス活動における人権擁護に命をかけて取り組む人々を保護することで、全世界に模範を示すときである。環境保護・コミュニティの土地・先住民族・貧困・少数者・企業の説明責任に関わる人権のために活動する人々は、攻撃や殺害の大きなリスクに晒されている。ビジネス活動との関連で人権活動家が攻撃を受ける場合、それは他の潜在的な人権問題の明らかな現れである。企業は相当な注意を払いプロジェクトに関係する人権リスクを特定・評価しなければならないが、人権活動家が晒されている潜在的リスクも特定・評価対象の重要な一部とみなされるべきである。企業は、サプライチェーンのあらゆる段階において人権活動家に対するいかなる攻撃も許さないことを確約すべきである。今こそ EU は、人権活動における死者数を減少させる強力な法を作るときである。

## 紛争防止アジア太平洋地域フォーラム開催の予定

2021/09/06

国連人権高等弁務官事務所

紛争防止と少数者の人権保護に関するアジア太平洋地域フォーラムが、少数者問題に関する特別報告者の主催で、9月7～8日にオンラインで開催される。会議には少数者、政府、国連・地域機関、市民社会グループの各代表およそ200人が参加する。正義と少数者の人権を通じた紛争防止に関する地域フォーラムが今年4回開催されるが、今回のフォーラムはその3番目となる。討議の内容と勧告は、12月の少数者問題に関する国連フォーラム第14会期で紹介される予定である。地域フォーラムの様子はライブ配信される。  
(<https://www.youtube.com/channel/UC4nFioBnLPu3b2ZufJGtD1w>)。

## 人権理事会開催の予定

2021/09/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 48 会期が 9 月 13 日～10 月 8 日にジュネーブの欧州国連本部で開催される。会期中には様々なテーマ、40 か国以上の人権状況に関する人権専門家・機関のおよそ 90 の報告書が討議される。また、一方的強制措置、ジェンダーの視点の統合、先住民族の権利、COVID-19 パンデミックによる不平等の一層の深刻化、人権教育・研修に関する国連宣言の実施、平和的抗議における人権の促進・保護等に関して多くの相互対話が行われる。さらに、アフガニスタン、ニカラグア、スリランカ、エチオピア・ティグレ州に関して、人権高等弁務官や事務総長による報告書の提示または口頭での報告が予定されている。15 か国に関する普遍的定期審査の結果文書についても検討が行われる。人権理事会は 48 か国で構成され、日本も 2022 年まで理事国を務めている。

## 強制失踪委員会開催の予定

2021/09/10

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が9月13～24日に開催される。会期中には、ブラジル、フランス、パナマ、スペインが強制失踪への対処・防止措置に関して委員会に提出した報告書の検討・分析のために、これらの国々と討議が行われる。討議には各国の代表が参加する。開会式では、2005年に強制失踪の犠牲となり、現在も行方不明のパキスタン男性の家族がその後の日々の苦難を証言する。同国は条約に未批准であり、彼らの経験は、批准の重要性を強調するものとなる。公開の討議はライブ配信される (<https://media.un.org/en/webtv/>)。強制失踪委員会は、強制失踪条約の各国の遵守を監視する機関である。世界中から選出された独立の人権専門家10名で構成され、彼らは各国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。

## 強制失踪委員会第 21 会期開幕

2021/09/13

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 21 会期が開幕した。対面とオンラインによる今会期では、強制失踪条約の実施に関するブラジルとパナマの第 1 次報告書、フランスとスペインの追加情報報告書、ボリビアとスロバキアに対する総括所見のフォローアップ報告書が検討される。開会の挨拶を行った委員長は、パンデミックによる極めて困難な状況下での委員会の成果として、補足情報報告手続の実施、活動の可視化のための措置、委員会の活動への被害者・市民社会組織の最大限の参加のための措置、アフリカ・南北アメリカの人権機関との協力強化のための措置等を挙げた。人権高等弁務官事務所の代表は、年初からこれまでの緊急行動要請は去年の総件数の 2 倍に当たる 400 件に上っていると報告し、これは、全ての国が条約批准により強制失踪を終わらせると正式に確約することが緊急に必要なことを示すものであるが、条約の締約数は 64 か国に過ぎないのであり、批准のペースは遅いと述べた。

## 人権理事会第 48 会期開幕

2021/09/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 48 会期が開幕した。会合では人権高等弁務官が、世界の最新の人権状況を報告し、気候変動危機はこの時代の人権に対する最大の難題であるとした。また、COVID-19 パンデミックにも言及し、一層環境に優しいポストパンデミックの経済を再建するよう要請した。理事会議長は、人権高等弁務官、対面またはオンラインで参加する各国政府代表・関係者に歓迎の意を表した。また、後発開発途上国・小島嶼開発途上国の理事会活動への参加支援のための技術支援基金により 16 か国(ベニン、カンボジア、コモロ、ガンビア、レソト、モルディブ、マリ、モーリシャス、ネパール、セントビンセント・グレナディーン、スーダン、スリナム、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア)の参加が可能になったことを歓迎した。さらに、理事会はあらゆるハラスメントを許さず、全ての申立てに直ちに対処し、理事会の活動に貢献した個人に対する報復行為の申立ても調査すると述べた。

## 人権理事会 高等弁務官の報告を討議

2021/09/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、人権高等弁務官が昨日報告した世界の人権状況に関する討議が行われた。COVID-19 パンデミックに関して発言者は、ワクチン・ナショナリズムは最も感染力の強いウイルスを含む変異株を増殖させる危険があると述べた。また、基本的自由を行使する個人を沈黙させるために緊急措置の乱用や恣意的抑留が続いていることに反対し、抑留されている外国人や二重国籍者の裁判へのアクセスや領事支援は制限されてはならないと主張した。続いて発言者は、人権活動家やジャーナリストの安全に関する理事会の立場を支持し、意見・表現・平和的集会の自由は基本的人権であると述べた。また、NSO group が開発した“Pegasus”の問題[モバイル端末用のスパイウェア“Pegasus”を用いたハッキング]を取り上げ、こうした行為はプライバシー、意見・表現の自由、メディアの自由を含む基本的人権の重大な侵害であると述べ、特別手続による厳格な監視と、民主主義・基本的自由を侵害する技術の商用化の一時停止を求めた。

## 障がい者権利委員会第 25 会期閉幕

2021/09/14

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 25 会期が閉幕した。今会期では、ジブチとフランスの第 1 次報告書に対する総括所見が採択され、選択議定書に従って 4 件の個人通報が審理され、障がいのある女性・少女に関する作業部会が設置された。脱施設化に関するガイドラインの概要案も採択され、これは協議のためにウェブサイトに掲載される。さらに、障がい者権利条約 27 条（労働・雇用の権利）に関する一般的意見の策定作業を続けることが決定された。障がい者の権利に関する特別報告者、障がいとアクセシビリティに関する特使との活動も継続した。脱施設化に関するガイドラインについて国際障がい同盟の代表は、ガイドラインは各国政府に条約上の義務に関する強力なメッセージを送り、明確な実用的な指針を与えるものにするべきであると述べた。第 26 会期は 2022 年 3 月 7～25 日に開催される。

## 人権理事会 安全な飲み水・衛生を討議

2021/09/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、安全な飲み水と衛生の人権に関する特別報告者が発言し、討議が行われた。特別報告者は、世界の水の危機において、22 億人が安全な飲み水にアクセスできず、42 億人が基本的な衛生を保障されていないと報告した。この危機は、直接影響を被る人々による社会環境をめぐる紛争を引き起こしているだけでなく、民族・国家間の闘いを正当化するために利用されていると述べた。そして、世界の水の危機の根本原因には現在の開発モデルの2つの構造的な欠陥が関わっているととした。1つ目は人類が海洋生態系の持続可能性を損ねたことであり、そのために水は生命に必須のものから疾病と死につながりかねないものとなったと述べた。2つ目は社会経済秩序がもたらした貧困・不平等・差別であるとした。さらに、世界の危機を悪化・深刻化・拡大させる3つの要因として、水の商品化・金融化、気候変動、COVID-19 パンデミックを挙げた。

## 人権理事会 一方的強制措置を討議

2021/09/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権享受にもたらす一方的強制措置の悪影響に関する特別報告者が発言し、討議が行われた。特別報告者は、世界では一方的制裁の範囲・根拠・目的・対象・手段・メカニズム・域外適用が拡大しており、一方的強制措置の信頼できる法的基準や普遍的に認められた定義が欠如しているために、法の支配の侵害が増加し、甚だしい人道的影響が生じていると述べた。そして、一方的措置は各国政府や地域機関が国際法的基準に従う場合に限って許され、こうした基準を満たさない場合は一方的強制措置となり国際法上違法であるが、現在行われている一方的措置の多くが一方的強制措置にあたることは遺憾であると述べた。会合では、安全な飲み水と衛生に関する討議も行われ、発言者は午前中の特別報告者の報告を支持し、世界の水の危機に対しては、一層の調整と協力の強化が必要であると述べた。

## 人権高等弁務官が AI のリスクに対する緊急の行動を求める

2021/09/15

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が、人工知能 (AI) がプライバシーその他の人々の権利に与える影響について分析した報告書を公表し、人権に重大なリスクをもたらす AI の販売・利用の一時中止、国際人権基準に合致しない AI の応用の禁止を求めた。報告書の内容は以下のとおり。AI は社会が今の時代の最大の課題を解決することを助けるが、人権に対する影響への十分な考慮がないままに利用されるのであれば、否定的、破滅的な影響をもたらす可能性がある。AI が基とする膨大な量のデータの収集・保存・共有・利用における説明責任の欠落を埋めることは、我々が直面する最も緊急の人権問題の一つである。人権リスクの特定・緩和のために、AI システムの影響に対する体系的な評価・監視を行い、企業・政府による AI の開発・利用における一層の透明性を確保することが必要である。我々全ての利益のために、今こそ AI の利用に関する人権の枠組みを設ける行動が必要である。

## 人権理事会 一方的強制措置に関するパネル

2021/09/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、「一方的制裁—管轄権と域外適用」のテーマで、一方的強制措置に関するパネルディスカッションが行われた。高等弁務官は、国全体や経済分野全体を対象に制裁が課されるとき、最大の被害を受けるのは最も脆弱な人々であると述べた。また、昨年3月にCOVID-19が世界的パンデミックと宣言されたときから2週間を経ずして、医療分野に影響する可能性のある制裁の緩和・中止を自身が求めたことに言及し、継続的な制裁は感染拡大、一層の苦悩や死を引き起こす危険があり、制裁の緩和・中止は、制裁対象国の多くの国民が医療機器・治療にアクセスするために不可欠であると述べた。そして、制裁国に対し、人権への悪影響を回避するために一方的強制措置の利用を再検討するよう求めた。他のパネリストは、制裁の域外適用が増えていること、国内管轄事項への不介入も一方的制裁の合法性の評価の基準であること等に言及した。

## 人権理事会 真実・正義・補償、開発の権利を討議

2021/09/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、真実・正義・補償の促進、再発防止の保障に関する特別報告者が、「責任—移行期の司法プロセスにおける甚大な人権侵害と国際人道法の重大な違反の訴追と処罰」に関する報告書を提示した。この問題について発言者は、移行過程にある政府の義務の主な範囲には重大な違反の訴追・処罰が含まれると述べた。また、移行過程にある国は重大な違反の責任者の責任追及を行う義務を尊重すべきであること、国際社会の支援は資金提供者の政治的意図から切り離されなければならないこと等を主張した。続いて、開発の権利に関する専門機関の議長が報告書を提示した。この問題について発言者は、開発の権利に関しては様々な見解があるが、以前と同じ立場をとると繰り返し、開発の権利に関する討議は全ての人権との不可分・相互依存性、開発戦略の多次元的性質等に基づくべきであるとした。

## 子どもの権利委員会 代替的な監護に関する一般討論

2021/09/16

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会では、子どもの権利と代替的な監護に関する一般討論が行われた。大谷美紀子委員長は、一般討論は委員会にとって重要な活動であり、これによって委員会は問題を掘り下げ、関係者特に子どもや若者たちの意見を聞くことができると述べた。ユニセフの代表は、子どもと家族を中心に据えた行動が解決策となるべきであると述べた。子どもに対する暴力に関する事務総長特使は、子どもの施設収容は最終手段であって、必要・適切な場合に限定されなければならないと述べた。討議は3つの作業グループに分かれて、次のテーマについて行われた。すなわち、①安全な養育家庭での子どもの成長の確保：分離の防止のための家庭とコミュニティの強化、②分離され、保護者がなく、または保護されない子どもの監護の必要性と権利への対処、③代替監護を受ける子どもや若者、その家族、代替監護で成長した大人のための正義へのアクセスと説明責任、である。

## 人権理事会 現代的形態の奴隷制、紛争中・紛争後の女性の人権を討議

2021/09/17

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、現代的形態の奴隷制に関する特別報告者が発言し、アフガニスタン等の状況により強制的に移動させられた人は 8,240 万人以上に上るが、彼らが現代的形態の奴隷制の影響を被っていることはあまり知られていないと指摘し、女性・少女の強制・若年婚、家事奴隷、性暴力のリスク等のジェンダー化された現代的形態の奴隷制の性質、最悪の形態の子ども労働に言及した。討議で発言者は、奴隷制のジェンダーの側面は否定できず、奴隷制の犠牲者の 70%以上が女性・少女であると指摘し、また、移動させられた人々を負担とみるのではなく、経済に積極的に貢献する可能性のある権利保持者とみるべきとする特別報告者の発言を称賛した。続いて、紛争中・紛争後の女性・少女の人権の主流化の現状について、人権高等弁務官が報告書を提示し、紛争・紛争後の状況に関する理事会の分析では女性・少女の経験と人権が継続的に注視されていないと述べた。

## 人権理事会 開発の権利、紛争中・紛争後の女性の人権を討議

2021/09/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、開発の権利に関する特別報告者が、気候変動と開発の権利の交差性に関する報告書を提示し、気候変動危機、増加する自然災害、新たな世界的パンデミック全てが開発の10年を白紙に戻す可能性があるとして述べた。この問題に関する討議で発言者は、先進国と開発途上国の拡大する格差、気候変動の影響、一方的強制措置の実施、ODAの失敗、対外債務の大きな負担を考慮すると、この時代に開発の権利の実現は必要不可欠であると述べた。会合の初めには、理事会活動における紛争中・紛争後の女性・少女の人権の主流化の取扱いの現状に関する討議が行われ、発言者は、紛争中・紛争後を含む何時も女性・少女の人権の促進・保護は安保理決議1325の実施に不可欠であり、この問題に関する理事会の活動への貢献を続けると述べた。また、子ども婚の割合が高い10か国中9か国が紛争の影響を受けていること等に言及した。

## 人権理事会 現代的形態の奴隷制に関する専門家が発言

2021/09/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、現代的形態の奴隷制に関する特別報告者である小保方智也さんが発言した。内容は以下のとおり。各国が強制的に移動された人々に労働の権利を認めるならば、その国の経済を押し上げ、8,000万人以上の人々を現代的奴隷制から救うことができる。難民・庇護希望者・国内避難民は新たなコミュニティで貧困・差別・失業・就職不安、基本的サービスへのアクセスの制限に直面するために、現代的形態の奴隷制に極めて陥りやすい。子どもや無国籍者は一層大きなリスクに直面する。働くことが許されなければ、彼らは人道支援や開発援助に頼るか、他に選択肢がなければ強制労働や奴隷労働に追い込まれる可能性がある。彼らを労働市場に組み入れることは、受け入れコミュニティと国の利益になり、彼らが自立できれば、地域の経済に寄与することもできる。移動と現代的形態の奴隷制の悪循環を断ち切るために一層の行動が必要である。

## 子どもの権利委員会 代替的な監護に関する一般討論終了

2021/09/17

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会では、子どもの権利と代替的な監護に関する一般討論の第 2 部が行われた。初めに、適切な質の代替的な監護サービスの提供、家庭やコミュニティ・ベースの監護への制度的転換に関する作業部会の結果が報告された。全体会合では、子どもの監護に関する委員会のビジョン達成のために必要な主な課題が討議され、委員らは子どものニーズを満たすよう介入を調整することが重要であると述べた。また、子どもにとって質の高い監護とは物質的な幸福の問題だけではないことも指摘された。委員会の若者アドバイザーチームのメンバーは、委員会には一般討論中の子どもたちの発言を記憶しておいてもらいたいと述べた。最後に発言した委員は、資金で愛情は買えないが、資金によって子どもが自分の家庭に留まることができることを述べ、意思決定者に対し、愛情のあるところに資金を投じるよう求めた。

## 人権理事会 恣意的抑留、高齢者の人権を討議

2021/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、恣意的抑留に関する作業部会議長が、女性・人権活動家の恣意的抑留、個人の強制的移動等の様々な問題に関する報告書を提示し、パンデミックが恣意的抑留されない権利を損なうために利用されてはならないと発言した。この問題に関する討議で発言者は、世界中で人権活動家の自由の恣意的剥奪が多発していることに警告を発し、女性の抑留に懸念を示し、制限的な社会規範の維持や不平等の増幅のために抑留が利用される可能性があるとした。続いて、高齢者の人権に関する独立専門家が発言し、パンデミックが高齢者に大きな影響を及ぼし、既存の権利侵害を拡大していると述べた。そして、高齢と他の不平等との交差、社会への積極的な参加を妨げる障壁に対処することが重要であると述べ、高齢者の人権に関する包括的な国際条約の必要性を訴えた。この問題に関する討議で発言者は、人権享受における高齢者特有の問題等を取り上げた。

## 人権理事会 公平な国際秩序を討議

2021/09/20

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、民主的で公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が発言し、ワクチンの平等な世界的配分は多国間主義の表れとして行われるべきであるとし、平等な経済復興に向かうとともに、世界債務危機を回避し、パンデミックの影響を受けた国々の歳入を増加させることが不可欠であると述べた。討議で発言者は、発展途上国では必要なワクチンの3%しか確保できていない実態を指摘し、ワクチンの配分における先進国と発展途上国の大きな格差に懸念を示し、民主的で公平な国際秩序は人権の促進・保護に不可欠であると述べた。また、独立専門家がパンデミックにおける一方的強制措置の悪影響に警告を發し、即時解除を求めたことを支持した。さらに、連帯と国際協力なくして、パンデミックの克服は不可能であると強調した。会合の始めには、高齢者の人権に関する討議も行われた。

## 強制失踪委員会 締約国と会合

2021/09/20

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は強制失踪条約締約国と会合し、委員長が開会の言葉を述べた。内容は以下のとおり。条約発効 10 周年を迎えたことを祝福するとともに、条約の普遍的批准の重要性を訴えたい。委員会は過去 10 年間に、38 の締約国の第 1 次報告書、5 つのフォローアップ報告書の検討を含む条約実施のための活動を行った。また、今月までに 1,410 件の緊急行動の要請を受け、失踪者 107 人を発見し、そのうち生存者は 83 人であったが、今なお 1,207 件が未解決である。委員会は様々な判断を下しており、これらは 10 周年を記念する出版物の中に記載されている。強制失踪の撲滅・防止には全ての関係者の努力を要する。そして、より多くの国の条約批准が必要であり、条約普遍化キャンペーンでは 2025 年までに 100 か国の批准達成を目指している。委員会は条約実施において、締約国と犠牲者を支援するが、各国の協力、事務局の強化も必要である。

## 人権理事会 強制失踪、傭兵の利用を討議

2021/09/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、強制・非自発的失踪に関する作業部会副議長が、国際移動における強制失踪に関する報告書を提示した。討議で発言者は、強制失踪は世界の全ての地域で生じており、防止と犠牲者・家族の真実・正義・補償に関する活動を続けていくと述べた。続いて、傭兵の利用に関する作業部会議長が、人道活動における民間軍事・警備会社の役割に関する報告書を提示し、人道分野で活動する民間軍事・警備会社の増加のために人権・国際人道法の違反のリスクが高まっていると述べた。討議で発言者は、民間軍事・警備会社はある種の法律の真空状態で活動し不処罰となっており、国際社会がこうした企業の規制のための法的拘束力のある国際文書をつくる必要があると述べた。この他、民間軍事・警備会社が利用される原因には、法的な抜け穴の存在だけでなく、これら企業の人権への影響に関して先進国を含む関係者の対処が消極的なこともあると述べた。

## 人権理事会 有害物質・廃棄物の問題を討議

2021/09/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、有害物質・廃棄物に関する特別報告者が発言し、リサイクルがプラスチック廃棄物対策として広く認められているが、実際にリサイクルされているプラスチックは 10%に満たないと指摘し、また、企業や政府が危険物質曝露に関する管理を遅らせ、注意をそらし、責任を回避する戦略をとっている数多くの実例があると述べた。討議で発言者は、特に有害な製品や廃棄物に曝露されている個人・集団の人権の保護の確保には科学的知見に基づく政策が必要であり、科学に対する権利の尊重・促進の確保は政府の責任であると述べた。続いて、事務総長と人権高等弁務官の COVID-19 ワクチン、開発の権利、人工知能、体罰、ジェノサイド防止、先住民族、文化遺産、特別手続等に関する報告書が提示された。最後に行われた民間企業・警備会社に関する討議では、武力紛争・自然災害・疾病蔓延等の危機における活動が増加したこと等に言及があった。

## 人権理事会 強制・非自発的失踪作業部会が発言

2021/09/21

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会の代表が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。国の安全を理由に個人の基本的権利・自由を犠牲にした強制的送還・非自発的帰還が増加している。これらケースの大多数は、強制失踪の禁止を含む国内法・国際法に違反している。作業部会設置から40年以上を経て、強制失踪の顕著なパターンが現れており、政府機関が関わり不処罰となっている。政府はしばしばテロ対策を口実に、他国の参加・支援・黙認を得て、自国や第三国の国民を捕らえるために、強制失踪となるような国際移動の手段をますますとるようになってきている。こうした行為は国家間の安全保障協力協定に基づいているとみられる。各国政府は独立・効果的な捜査を行い、加害者の責任を追及し、犠牲者と家族に補償を提供しなければならない。政府にはまた、犠牲者を出身国に送還する場合に直面する権利侵害の危険を個別に調査するよう求める。

## 人権理事会 危険物質・廃棄物に関する専門家が発言

2021/09/21

国連人権高等弁務官事務所

危険物質・廃棄物に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。科学に対する権利を侵害し、社会に不信と誤解の原因を故意につくることを専門にした企業が存在する。否定・誤誘導・歪曲する策謀が、危険や危害をもたらす製品の販路を確保するために用いられている。科学に対する権利は、政府が最も有効な科学的証拠に基づいて危険物質への曝露防止策を採択・調整すること、また、科学的情報が不正確な場合には、政府が公の記録や問題の解明を正すための措置をとることも求める。科学に対する権利は、科学的自由が実現され、政府が有毒物質に関する科学的調査を促進・支援することを可能とする環境をつくるものであり、科学的情報は入手・利用可能で、証拠に基づく政策の発展に寄与することを意味する。そして人類に、地球の有毒化に立ち向かい、汚染・気候変動・自然喪失の3重の環境危機を克服する手段を与えるものである。

## 人権理事会 全ての人権の促進・保護に関する一般討論

2021/09/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、全ての人権の促進・保護に関する一般討論が行われ、女性の権利、COVID-19 パンデミック、死刑、人権問題の検討における普遍性・公平性・客観性・非選別の原則、人種主義等の問題が討議された。女性の権利については、ジェンダー不平等の根本原因の一つであるケアワークの不平等な配分、意思決定過程への女性の参加の必要性、紛争の防止・解決への女性の貢献等に言及があった。COVID-19 パンデミックについては、ワクチン配分の問題、発展途上国が経済危機により公衆衛生・気候危機対策を妨げられる問題等が取り上げられた。死刑については、死刑囚の人数や収監場所の不透明性等が指摘された。人権問題の検討における普遍性等の原則については、人権理事会における二重基準・政治化の撤廃が求められた。人種主義については、宗教・信念に基づく外国人排斥・不寛容・烙印づけ・偏見・暴力を撲滅するための新たな確約が求められた。

## 国連食料システムサミットに向けて人権専門家が共同声明

2021/09/22

国連人権高等弁務官事務所

9月23日に開催される国連食料システムサミットに向けて、特別報告者3名が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。現在の世界の食料システムは人権を侵害し、不平等を深刻化させ、生物多様性を脅かし、気候変動の一因となっている。根本原因は、多国籍企業が60年にわたり食料システムへの支配を強めてきたことにある。各国政府は少なくとも人々の権利と環境を企業から守り、人々の救済へのアクセスと企業の人権尊重を確保しなければならない。人権を実現し地球環境に配慮する食料システムを確保する最善の方法の一つは、農業生態学または持続可能な農業である。農業生態学を第一とすべきと考える。農業生態学は集約的産業技術よりも生産的であるとする新たな調査もある。農業生態的取組みは、環境への影響の削減、小規模農家の生活改善、大気・土地・水質改善に寄与し、エネルギー集約型でなく、温室効果ガスの排出を減らし、二酸化炭素吸収源を強化する。

## 子どもの権利委員会第 88 会期閉幕

2021/09/24

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 88 会期が閉幕した。今会期では、チェコ、エストニア、ポーランド、スイスの報告審査が行われ、総括所見が採択された。また、6 件の個人通報に関する決定が採択され、5 件はアルゼンチン、ブラジル、フランス、ドイツ、トルコに対する気候変動の影響に関わるケース、もう 1 件はスイスに対するノン・ルールマン原則に関わるケースであった。移住における子どもの行政的抑留に関わる 2 件の審理は延期となった。さらに、選択議定書 13 条(重大・組織的な侵害の調査手続)の下で複数のケースの検討も行われた。代替的監護における子どもの権利に関する一般討論がオンラインで 2 日間に渡って行われた。子どもの権利と環境に関する新たな一般的意見の作成作業も続けられた。第 89 会期は 2022 年 1 月 17 日～2 月 4 日に開催され、クロアチア、キューバ、キプロス、ジブチ、ギリシャ、キリバス、マダガスカル、オランダ、ソマリアの報告審査が予定されている。

## 強制失踪委員会第 21 会期閉幕

2021/09/24

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 21 会期が閉幕した。今会期では、ブラジルとパナマの第 1 次報告書、スペインとフランスの追加的な情報に対する総括所見が採択された。強制失踪条約締約国との会合も行われ、委員会の活動方法、特に条約 29 条 4 項(追加的な情報)の下での権限、緊急行動制度、制度的・一般化された強制失踪に関する情報分析、滞留している締約国報告書のポートフォリオ等が取り上げられた。移住における強制失踪に関する一般的意見、非政府主体と強制失踪に関する宣言の採択に向けた作業も行われた。さらに、委員会の初の地域の調整役となる米州人権委員会との会合も行われた。第 22 会期の開催日は後日公表される予定である。

## 社会権規約委員会開催の予定

2021/09/24

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が9月27日～10月15日に開催される。この会期では、クウェート、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボリビア、ニカラグアの報告審査が行われる。委員会は、各国の政府の報告書やNGOの情報を受理しており、会期では各国の代表と対面・ハイブリッド・オンラインで広範な問題を討議する予定である。公開の討議はウェブ中継される (<https://media.un.org/en/webtv/>)。社会権規約委員会は、社会権規約の各国の遵守を監視する機関である。社会権規約の締約国は、規約の実施状況について委員会の定期的な審査を受けなければならない。現在、社会権規約の締約国は171か国、選択議定書の締約国は26か国である。委員会は18名の独立人権専門家から成り、彼らは各国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。

## 世界観光デーに向けて人権専門家が声明

2021/09/24

国連人権高等弁務官事務所

9月27日の世界観光デーに向けて、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。子どもの人身売買・性的搾取のない持続可能・倫理的・責任ある観光を確保することが不可欠である。誰もが旅行や観光における子どもの搾取を防止する役割を負っている。政府は子どもと家族の社会経済的脆弱性の根本原因により一層取り組まなければならない。企業は人権デューデリジェンスを講じ、被雇用者に子どもの性的搾取に関する定期的な研修を行い、疑わしいケースに関する報告を義務化すべきである。子どもに優しいホットラインへのアクセス確保のために市民社会組織やサービス提供者に金銭支援が行われるべきである。法執行官には早期発見のために必要な援助・能力が与えられるべきである。全ての国に対し、観光倫理条約への署名、子どもの搾取撲滅のための国内法の調整、責任ある倫理的観光の促進を求める。

## 人権理事会 理事会が留意すべき人権状況を討議

2021/09/27

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、全ての政府に対し、多国間主義・連帯・協働を維持し、建設的対話と協力を通じて人権を促進・保護するよう求めた。また、人権活動家・ジャーナリスト・政治的対立者の状況に強い懸念を示し、紛争状況における市民の殺害・性的暴行・恣意的抑留・強制失踪・拷問・迫害を非難した。複数の発言者は、生命の権利・健康の権利の侵害が深刻なケースに対して国際社会が責任のある政府に制裁を課すよう求め、また、理事会は宗教・信条の自由に対する脅威に警戒するよう求めた。さらに、COVID-19 パンデミックにおいて人権侵害が激化していることに懸念を示した。その他、一方的強制措置のために食料・基本的医薬品・ワクチン・医療等へのアクセスが制限され、被制裁国の多くの患者が死亡する可能性がある場合には、全ての制裁と患者の治療の障害となるものをなくすよう求めた。

## 人権理事会 ジェンダー情報格差を討議

2021/09/27

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、理事会の活動を通じたジェンダーの視点の統合、特に COVID-19 パンデミックにおけるジェンダー情報格差について討議が行われた。人権高等弁務官は、ジェンダー情報格差は女性・少女が直面する差別全般を反映するものであり、デジタル技術へのアクセス・利用については、国際人権規範と平等・無差別・包摂・参加・効果的救済等の原則が指針とされるべきであるとし、さもなければ、技術がジェンダー差別を拡大する重大な危険があると述べた。健康の権利に関する特別報告者は、グローバル・サウス等での情報格差のために多くの人々がデジタルヘルスその他の革新的技術の恩恵から排除されており、特に影響を受けているのは女性と思春期の少女であると述べた。その他の発言者は、COVID-19 は技術におけるジェンダー格差を拡大しており、ジェンダー・バランスのとれた情報通信技術とその利用のための活動が不可欠であると述べた。

## 社会権規約委員会第70会期開幕

2021/09/27

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第70会期が開幕した。今会期中には、アゼルバイジャン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クウェート、ニカラグアの報告審査が行われる。バーレーンの報告審査は延期となった。会合の始めに、委員長(エジプト出身)、副委員長4名(コロンビア、ロシア、韓国、ドイツ出身)が選出された。報告者は後日選出される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、土地と社会権に関する一般的意見草案について、委員会はオンラインで非常に多くの意見を受け取っていると報告した。また、委員会が懸念する主要な問題は気候変動、汚染、環境劣化であり、これらの問題は委員会が監視する諸権利に重大な驚異を与えていると述べた。さらに、前回の人権条約機関議長会議では、条約機関全体の報告審査予定表の作成、活動方法の調整、条約機関制度の効率性・透明性・利用可能性向上のための技術の利用等が討議されたと報告した。

## 移住労働者権利委員会第 33 会期開幕

2021/09/27

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 33 会期が開幕した。今会期では、ルワンダとアゼルバイジャンの移住労働者権利条約の実施に関する報告審査が行われる。人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。移住者の恣意的抑留からの自由の権利に関する一般的意見の作成・採択を称賛する。COVID-19 パンデミックはあらゆる形態の人の移動に大きな影響を与え、数十万人の移住者が立ち往生を余儀なくされ、出身国に戻ることもできない状態にある。移住労働者の集団的追放からの自由の権利は、他の人権条約では明確に保護されていない。移住者収容所が過密で基本的サービスへのアクセスが欠如しているために、移住労働者の COVID-19 感染リスクは高い。移住労働者権利条約の締約国は 56 か国にすぎず、全ての関係者に対し、一層の批准に向けて活動するよう促したい。

## 人権理事会 先住民族の権利に関するパネル

2021/09/28

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、先住民族の権利に関するパネルディスカッションが行われた。国連人権局次長は、COVID-19 パンデミックにより既存の構造的不平等と制度的差別が露呈・悪化し、先住民族が多大な影響を被っており、このことを鑑みると特に復興対策への先住民族の参加がこれまで以上に必要であると述べた。先住民族の権利に関する専門家機構議長は、復興政策立案への先住民族の関与・協議、支援のための特有のニーズへの対応、文化的に適切な復興措置の採択はこれまでなく、なされていてもわずかであると述べた。先住民族の権利に関する特別報告者は、先住民族の医療やワクチンへのアクセスが不十分であること、政府の復興措置・対応の実施では先住民族の自由・事前のインフォームド・コンセントを得ること、彼らが自身のコミュニティの COVID 対策を管理することが不可欠であると述べた。

## 人権理事会 COVID-19 パンデミックと不平等・人権に関するパネル

2021/09/28

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、COVID-19 パンデミックによる不平等の悪化と人権実現への影響に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、COVID-19 がもたらした悪化させた不平等の規模と範囲は衝撃的であり、2020年に1億1,900万人～1億2,400万人が極度の貧困状態に追いやられ、食料不足の人々は3億1,800万人増加し総数は23億8,000万人になったと述べた。英国の元首相は、ワクチン摂取率はワクチンに恵まれた国では70%に上る一方、恵まれない国では2%にすぎず、多くの人々が基本的な権利を否定されていると述べた。健康の権利に関する特別報告者は、ワクチン・ナショナリズムと不当利得行為は政府や企業による人権侵害にあたると述べた。討議で発言者は、パンデミックは世界的健康危機であるだけでなく、18か月間に不平等と社会的格差を深刻化させた多面的危機であると訴え、また、ワクチンの知的財産権の放棄を支持すると述べた。

## 人権理事会 人権教育・研修宣言 10 周年に関するパネル

2021/09/29

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権教育・研修に関する国連宣言 10 周年を記念するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、15～24 歳の世界の若者 18 億人はデジタル・ネイティブで、世界の問題に関する驚くべき知識、仲間を動員する能力をもち、自身に影響をもたらす政策・計画の開発において主導者とならなければならないと述べた。ユネスコの代表は、人権教育はより一層平等・持続可能・包摂的な社会、危機において回復力のある経済を構築するツールであると述べた。ユース担当事務総長特使は、若者が希望し必要とする教育を受けられるように、全ての者が彼らの意見を聞き共に活動し続けるべきであると述べた。討議で発言者は、人権教育は不平等・排除と闘い、暴力的過激主義のような課題への対応を考案する効果的な方法であると述べた。また、オンライン教育の機会・課題に特別な注意を要するとの発言もあった。

## 人権理事会 平和的抗議における人権保護に関するパネル

2021/09/29

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、平和的抗議における人権の促進・保護に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、人々が集い、自由に意見を表明し、決定に参加できることは、民主主義の中核をなす人権であり、他の人権の達成手段でもあると述べた。平和的集会の権利に関する特別報告者は、COVID-19 パンデミックのような危機が生じるとき、政府は平和的集会に一層の制限を課すと述べた。他のパネリストは、パンデミック発生以降、少なくとも 79 か国で抗議者に対する過度の力の行使があり、そのうち少なくとも 28 か国で抗議者殺害につながる殺傷力のある武器が使用され、100 か国以上で法執行官が抗議者を抑留したと報告した。討議で発言者は、平和的抗議者を抑圧するために過度な方法による力の行使が続いていること、COVID-19 パンデミックが平和的集会の権利の不当な制限の口実に利用されてはならないこと等に言及した。

## 人権理事会 諮問委員会の報告書、人権機関を討議

2021/09/30

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、諮問委員会議長が次の4つの報告書を提示した。①国連人権機関におけるジェンダー代表の現状に関する包括的分析、②個人の権利・自由行使を支援する大きな可能性をもつ新技術、③人種的差別を受けない権利を尊重・保護する政府の義務に関する国際的規范文書の要旨、④社会権へのテロの悪影響、である。報告書の討議で発言者は、人種的平等、最新デジタル技術、テロ被害者の人権をとりあげた報告書を称賛した。続いて、人権機関に関する一般討論が行われた。発言者は、各国政府と人権理事会特別手続担当者との協力の必要性を訴える一方で、複数の特別手続担当者が任務を逸脱し、国の主権や国内管轄事項に干渉しているとの懸念を示した。また、特別手続担当者に対し、各国政府が提供した情報を尊重し、彼らの声明・報告・行動・勧告を公平性・客観性の原則に合致させるよう求めた。

## 国際高齢者デーに向けて声明

2021/09/30

国連人権高等弁務官事務所

10月1日の国際高齢者デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックは蔓延する高齢者差別を明らかにした。高齢者差別は高齢者に対するステレオタイプ・偏見・差別的な行動であり、実年齢や‘年老いている’との認識に基づくものである。これは、高齢者を脆弱で変化を嫌い、非生産的で、保護と費用のかかる医療やケアサービスを必要とする者とみる否定的一般化の反映である。パンデミックにおいて、高齢者をロックダウンの原因とし、脆弱で社会の負担と分類するような高齢者差別的なコメント・ヘイトスピーチが溢れている。高齢者差別は高齢者の人権を侵害し、デジタル等の様々な面で不平等を悪化させる。高齢者差別と性差別の交差において、高齢女性は特別な不平等・差別に直面する。各国政府に対し、国際法の人権枠組における保護の欠如の是正、法・政策・戦略による年齢差別からの保護を求める。